

みんなで渡れば怖くない
第三者保証をめぐる私的秩序と法制度の相互作用

森田果
東北大学大学院法学研究科

2007年4月

みんなで渡れば怖くない 第三者保証をめぐる私的秩序と法制度の相互作用

森田 果*

目次

1	はじめに	1
2	保証の一般理論	2
3	保証の具体例とその分析	4
3.1	マイクロファイナンス	4
3.1.1	マイクロファイナンスの実例	5
3.1.2	マイクロファイナンスの理論	7
3.1.3	マイクロファイナンスの実証	10
3.2	無尽・頼母子講	13
3.3	中世ヨーロッパ都市間交易	16
3.4	小括	18
4	結語	19

*東北大学大学院法学研究科准教授 (hatsuru@law.tohoku.ac.jp)。本稿の執筆にあたっては、小出篤，藤澤治奈の各氏から有益なコメントを頂いた。深く感謝申し上げます。なお，本稿は科学研究費若手研究(B)「商取引・会社実務における慣習・規範の実証研究」による成果の一部である。

1 はじめに

近時、保証制度についてはネガティブな評価がなされることが多いように見受けられる。2004年11月に成立した民法の一部改正は、民法第1編から第3編までの現代語化を行うと同時に保証制度の見直しという実質改正を行ったが、このような立法の背景には保証制度に対するネガティブな社会的評価が影響していたようである¹。産業金融において活用される様々な法制度を横断的に検討した神田（2004）においても、

「人的な保証を制度として制約すれば、他に担保等が取れないような場合には、与信金利が上昇するだけでもある。したがって、現在の制度では担保しにくい在庫などの担保化を容易にするような前述した動産・債権担保制度の整備を行うことがきわめて重要である。」（879頁）

と指摘されており、保証制度はあまり重視されていない²。

このような中で、小出（2007）は、保証制度が有効に活用される可能性を詳細に分析しており、興味深い研究である。小出（2007）は、中小企業金融において人的保証が活用される場面を、中小企業の経営者（実質的な経営者やオーナー株主を含む）の保証をとる「経営者保証」のケースと、それ以外の第三者（経営者の知人や取引先など）の保証をとる「第三者保証」のケースとに区分する。その上で、経営者保証をつけることが効率的であるケースは相当多いのに対し、第三者保証をつけることが効率的であるケースは相当に限られる、と評価する（515-517頁）³。

しかし、第三者保証 本稿で「第三者保証」というとき、信用保証機関などによるいわゆる機関保証は除外する⁴ はそれほど非合理的なのだろうか？ この点例えば、2006年ノーベル平和賞の対象となったバングラデシュのGrameen銀行⁵は、連帯責任を積極的に活用することで途上国におけるファイナンスを実現している。Grameen銀行のローンプログラムは、同じ村出身の5人の借手がGrameen銀行に対して連帯責任（joint liability）を負う形で借入を行い、非常に高い返済率を実現している。Grameen銀行以外にも、連帯責任を活用して成功しているマイクロファイナンスプログラムは存在している。

¹立法経過については、例えば、筒井（2005）を参照。もっとも、保証制度改正に当時最も影響を与えた社会的背景は、いわゆる商工ローン問題だったのかもしれない。

²もっとも、神田（2004）が、保証制度に対する評価について本稿と立場を異にするのは、それが活用される場面として想定しているものが異なっているからに過ぎない可能性もある。

³ただし、小出（2007）513頁・524頁注70においては、債権者たる銀行よりも第三者によるモニタリングの方が効率的になりうる可能性が留保されている。

⁴機関保証を除外する理由は、本稿において後に見るように、機関保証ではない第三者保証とは、信用保証機関が完全に営業ベースで行う第三者保証とは異なる機能を有するからである。

⁵Grameen銀行について例えば、<http://www.grameen-info.org/>が参考になる。また、ムハンマド・ユヌスについては<http://muhammadyunus.org/>が参考になる。

このようなマイクロファイナンスの「成功」⁶を受けて、ファイナンス経済学や開発経済学の分野では、連帯責任を中心としたマイクロファイナンスの分析が進み、一定の条件が満たされれば連帯責任は効率的なアレンジメントであり得ることが示されてきている。そうだとすれば、第三者保証もそのような連帯責任の一形態である以上、第三者保証が効率的となる場合もあり得るはずである。では、それはどのような条件が充足された場合なのだろうか？

本稿は、このような問いに答えることを第一義的な目的とするものである。さらには、わが国における第三者保証の活用状況がそのような理論に沿ったものとなっているか否かの検証も最終的に行うことを目指す。以下では、2において、保証（以下、本稿で単に「保証」といった場合、第三者保証を指すこととする）に関する簡単な一般理論を紹介し、3において、保証が効率的となる条件を、マイクロファイナンスや中世商取引など、様々な保証の活用場面の分析を通じて検討する。その上で、4において、結論と今後の研究の展望を述べる。本稿の分析がわが国の第三者保証の利用についても妥当するか否かを検証するためには実証分析を行うことが望ましいけれども、本稿執筆段階では、データが入手できていないので実証分析を行うことができない。そこで、どのようにデータを収集し、どのように実証分析を遂行するかについての研究計画を提示することが4における目的となる。

2 保証の一般理論

まず、どのような場合に単純な貸付では不十分であり、保証が必要とされるのかについて、そのような状況のうちの一つを、金融仲介と法制度の実効性との関係について分析したDiamond (2006)の簡単なモデルに基づいて考察してみよう。

次のような設定を考えよう。プロジェクトを有しているが資金を持たない借手と、資金を有しているがプロジェクトを持たない投資家とがいたとする。プロジェクト終了後に借手にキャッシュフロー H が実現し、借手が実現キャッシュフローを流用しなければ投資家は H のうちから約定額である F まで回収できる。借手がこれを流用してしまうと、投資家は流用分についてはもはや取得できなくなるが、流用時には、 H のうち t 分（流用にかかるコスト）だけ失われてしまう⁷。もっとも、 F の支払について借手と投資家が事前に契約を結んでおけば、流用後に投資家は裁判所に訴えて、借手に ϕH のサンクションを課してもらうことができる。この ϕ は、法制度の実効性のレベルを意味するものと考えることができる。

この設定の下では、借手が返済を行うのは、 $F \leq (t + \phi)H$ の場合だけである。なぜなら、借手が投資家に返済した場合の利得が $H - F$ になるのに対し、借手が流用した場合の利得が $(1 - t - \phi)H$ になる。このため、 $F > (t + \phi)H$ の場合は借手は流用した方が高い利得が得られるからである。この

⁶ 「成功」と括弧を付しているのは、マイクロファイナンスプログラムが現実に効果を上げているか否かについては、評価が分かれているからである。この点については後述する (3.1.3)。

⁷ tH 分だけ、例えば流用の共犯者 サプライヤに対して高価格で売りつけたことにした場合であれば、そのサプライヤ に対して支払われるからである。 $t = 0$ なら、借手は無コストで流用できることになる。

ように、法制度の実効性のレベル ϕ は、返済がなされるか否かに強く影響する。法制度の実効性のレベルが低ければ借手は返済をせず、それを見越した投資家は資金提供を行わない結果になる。

法制度の実効性のレベルが低い場合に、投資家による資金提供を実現するための一つの方法は、投資家が借手の行動とキャッシュフローについてモニタリングをすることである。投資家が借手をモニタリングすることによって、借手の流用を早期に発見することができ、流用による借手の利得を mH だけ減らすことができるとする。もし、モニタリングが完全であって $m = 1 - t$ であれば流用は行われない。しかし、モニタリングが不完全である $m < 1 - t$ の場合には、法制度の実効性のレベル ϕ が問題となる。

この場合、モニタリングをすることによって、借手が今まさに流用しようとしたときに投資家がそれを発見できるとすると、借手は、流用をやめて返済すれば $H - F$ 、そのまま流用してしまえば $(1 - t - m - \phi)H$ の利得を得ることになる。すると、借手は $F \leq (t + m + \phi)H$ の場合に返済をし、 $F > (t + m + \phi)H$ の場合に流用することになる。このように、モニタリングは、借手がファイナンスを受けられる金額を mH だけ増加させてくれることになるのである⁸。

では、この場合に、投資家自身にモニタリング能力がない（もしくは投資家が複数存在する⁹）ため、仲介者にモニタリングを委任したらどうなるだろうか。法制度の実効性のレベルが高い場合であれば、モニタリングの委任により効率性が改善できる可能性があるが、法制度の実効性のレベルが低い場合には必ずしもそうはならない。

すなわち、借手が流用を行った場合、借手はモニタに対して第三者から検証不能な賄賂 U （これは $(1 - t)H$ 以下となる）を支払うか、もしくは、モニタに対して返済 V をするかの選択肢を持つ。モニタが流用を発見した場合、借手がモニタに U を支払わない限り、借手に介入して借手の利得を mH だけ減少させることになる。モニタが投資家に対して約束した支払額を B 、これを支払わなかった場合のモニタへのサンクションを $\phi_M H$ と書くと、モニタが借手から $V (\geq F \geq B)$ の返済を受ければモニタの利得は $H - V$ に、モニタが借手から流用による賄賂 U を受け取ればモニタの利得は $U - \phi_M H$ 、借手の利得は $(1 - t - \phi)H - U$ になる。従って、モニタが借手と通謀して流用を見逃してしまうのは、 $B \geq \min\{(t + \phi + \phi_M)H, (t + m + \phi)H\}$ の場合となる。このように、投資家自身にモニタリングが可能でなく仲介者にモニタリングを委任する場合には、モニタへの法制度の実効性のレベル ϕ_M が低いと、十分な改善効果が得られないことが分かる。

以上の分析は、連帯責任付の負債契約でローンを行った場合にも当てはまる。連帯責任付の負債契約においては、借手の一人でも F の返済を怠れば、全ての借手に ϕH のサンクションが科せられる。このような連帯責任においては、借手の一人が流用した場合であっても、流用するインセンティブが低い他の借手に対してもサンクションが科されることになる。そうすると、流用するインセンティ

⁸このような負債契約のより一般的な分析については、森田（2005）がある。

⁹投資家が複数存在する場合に仲介者にモニタリングを委託すれば、モニタリングコストの節約が可能になる。

が低い者は、モニタリングを委任されたモニタとして行動する。流用行為は借手全体の余剰を増やさない行為なので、このようなモニタは他の借手が流用するのを抑止することができ、それによってファイナンスを受けることのできる金額を上昇させることができるのである¹⁰。

以上の分析から、連帯責任・保証契約が望ましいものとなるための一定の条件が明らかになる。まず、①法制度の実効性のレベルが低く、ファイナンスを可能にするためには誰かによるモニタリングが必要とされることが前提となる。法制度の実効性が不完全な場合だけでなく、非対称情報や隠れた行動によって最善な契約を書くことができない場合でも同じことが言えるであろう。しかし、そのような場合であっても、投資家本人によるモニタリングが（低コストで）できるのであれば、投資家本人にモニタリングをさせればよい。そこで次に、②投資家による借手のモニタリングが不可能であるかもしくは著しくコストがかかるような状況であることが必要である。もっとも、投資家によっては実効的なモニタリングができないとしても、代わりにモニタリングを委託された者が実効的なモニタリングができなければならない。そこで、③連帯責任を負う借手が相互に 少なくとも投資家よりは 低コストでモニタリングできることが必要となる。

3 保証の具体例とその分析

では、以上のような条件は、現実に活用されている連帯責任・保証契約においてはどのように発現してきているのだろうか。本節では、Grameen銀行などに見られるマイクロファイナンス、わが国においてかつて見られた無尽・頼母子講、さらには中世ヨーロッパ都市間交易において活用された「共同体責任システム」を題材に取り上げて分析を進めたい。

3.1 マイクロファイナンス

以下では、マイクロファイナンスの実例をいくつか概観した後、それらのうち、特にGrameen銀行のメカニズムについて提案された様々な理論仮説を見る。その上で、それらの理論仮説がどれほどサポートされるのかについての実証研究を概観したい。

¹⁰このことをもう少し正確に説明すると次のようになる。

今、二人の借手AとBがいて、自らのプロジェクトの資金調達を実現するために投資家に対して I の返済を約束しなければならないとする。両者のプロジェクトはそれぞれ H のキャッシュフローを生むが、両者は異なる流用インセンティブ $t_A < t_B$ を持つ（Aの方が流用しやすいことになる）。投資家によるモニタリングのない単独責任負債契約であると、 $I \geq (t_A + \phi)H$ かつ $I \leq \min\{(t_B + \phi)H, H\}$ の場合にはAだけが流用することになり、Aに対するファイナンスはなされないことになる。

これに対し、AとBに連帯責任を負わせる負債契約でファイナンスがなされると、 $I \leq \min\{(t_A + 2\phi)H, (\frac{t_A+t_B}{2} + \phi)H\}$ の場合にはAもBも流用せず、 $(\frac{t_A+t_B}{2} + \phi)H \leq I \leq (t_A + 2\phi)H$ の場合にはAだけが流用し、 $I \geq \max\{(t_A + 2\phi)H, (\frac{t_A+t_B}{2} + \phi)H\}$ の場合には両者が流用する。この結果、連帯責任の場合の方が流用がなされる場合が少なくなり、結果的にファイナンスが可能になるケースが増大するのである。

3.1.1 マイクロファイナンスの実例

Grameen銀行 バングラデシュのGrameen銀行¹¹においては、同じ村出身の五名の借手が借入グループを自発的に形成する。ローンはグループではなく個人に対して行われるものの、同じグループの全員がローンの返済について責任を負う。Grameen銀行からのローンは、グループのうちの二人に対してまず行われ、続いて次の二人、最後に五人目に対して貸付がなされる。このグループは、他の7つのグループとともに、毎週会合を開き、Grameen銀行のスタッフがその会合に出席する。グループのうちの一名でもデフォルトすると、以後、同じグループの全てのメンバは、それ以後Grameen銀行からローンを受けられなくなってしまう。かかるGrameen銀行のローン契約は、地域的な情報と、地域的な契約エンフォースメントメカニズムである「社会資産」 インフォーマルな相互共済関係と、村八分や物理的報復などの脅し とを活用することを目指している。

Grameen銀行の貸出先の大部分（95%）は女性となっている。名目利子率は年率20%程度であり、返済率は97~98%を確保している。もっとも、このような利子率と返済率をもってしても、十分な利益を上げることはできていない。この意味で、Grameen銀行は、自立可能な持続的経済主体というよりはむしろ、一定の社会目的を実現するための非営利目的のNGOと位置づけるべきもののように考えられる。

BancoSol Grameen銀行に対し、ボリビアのBancoSol (Banco Solidario)¹²は、一定の社会目的の実現のための非営利目的のNGOというよりは、銀行業によって利益を上げることを目指している純然たるビジネス組織である。BancoSolも、Grameen銀行と同様に借手のグループに対してローンを行うが（部分的に個人ベースのローンも行われている）、Grameen銀行とは異なり、グループのメンバに対して逐次的に貸付を行うのではなく、メンバ全員に対して同時に貸付を行う。また、グループの規模も、3名から7名の間で組織される。返済スケジュールは柔軟であり、毎週返済する借手もいれば毎月返済する借手もいる。貸付期間も柔軟であり、1月から2年までのローンが組まれている。

ローンの利子率は年利48%程度であり、この高さゆえに、補助金に依存せずとも、ローンの収益だけで組織の継続に十分な利益をあげることが可能になっている。このような成果は、Grameen銀行の場合に比べると貸付金額が大きく、ローンの結果として借手が改善していることから分かるように、「貧者の中でも富める者」に対する貸出をしていることによると考えられている¹³。

Bank Rakyat Indonesia インドネシアのBRI¹⁴は、Grameen銀行やBancoSolとは異なり、グループに対するローンというメカニズムを採用しておらず、個人ベースでのローンを行っている。また、ユニークなことに、借手に対して担保の提供を要求しているため、最貧困層は排除される形に

¹¹Grameen銀行については例えば、<http://www.grameen-info.org/bank/>を参照。

¹²BancoSolについては例えば、<http://www.bancosol.com.bo/>および<http://www.accion.org/>を参照。

¹³Morduch (1999), p. 1576.

¹⁴BRIについての情報は、Morduch (1999), pp. 1577-1578を参照。

なっている。もっとも、「担保」の定義は柔軟に運用されているので、ローン担当者の裁量により、信頼できる借手に対しては貸付額を増加させることができる仕組みになっている。BRIにおけるマイクロファイナンスに伴うコスト削減の鍵は、張り巡らされた支店のネットワークである。ローンは少額からスタートし、借手が返済を確実にを行うことを確認しつつ貸付額が増大していくため、ローン担当者が借手についての情報を時間の経過とともに蓄積していくメカニズムが採用されている。

ローンの年利率は、一般には34%で、遅滞なく返済されれば24%になるという。BRIは、BancoSolと同様に、一定の社会目的に資するためのNGOではなく、マイクロファイナンスを通じて利益を上げることが目的とするビジネス組織である。

Kredit Desa BRIと同様、BKD (Bank Kredit Desa)¹⁵は、インドネシアにおけるマイクロファイナンス・プログラムである。BKDにおいても、グループに対するローンではなく、個人ベースでのローンが行われている。しかし、BRIとは異なり、ローンに際して担保は要求されない。BKDのターゲットとなる借手は最貧困層であり、貸付期間は10~12週間、名目年利率は55%程度である。返済は、Grameen銀行と同様に毎週なされなければならない。

BKDの鍵は、貸付資金の分配を、村落のリーダーたちによって運営される村落レベルの運営委員会を通じて行うことにある。インドネシアにおいては、全国の村々においてこのような権威システムが確立しているため、それを活用しているのである。運営委員会は、地域的な情報やエンフォースメントメカニズムを活用するなど、ちょうどグループ形態のローンの長所を、個人ベースのローンにおいても実現するための枠組みとなっている。

その他の村落銀行 以上のようなBKDの成功を模倣して、Foundation for International Community Assistance (FINCA)を中心に各国で村落銀行が設立された¹⁶。これらのプログラムにおいては、NGOが地域的集団と共同で村落金融機関を設立し、ローン実施の意思決定と運営については地域の自律に多くを委ねる形を採る。すなわち、スポンサーがまずは村落銀行に対してローンを行い、続いて村落銀行がメンバに対してローンを行う。メンバに対するローンは、最初は短期・少額から始まり、メンバが村落銀行に対して行う預金額に比例して次第に貸付額が増加する。かかる村落銀行も、インドネシアのBKDと同様に、グループ形態のローンを使わずに、地域的な情報とエンフォースメントメカニズムを活用していることになる。

このような村落銀行は、それ自体で独立して持続できるだけの利益を上げることが目指しているが、実際には相当額の補助金がないと運営できない場合が大部分であるとされる。

¹⁵BKDについては、Morduch (1999), p. 1578を参照。

¹⁶Morduch (1999), pp. 1578-1579.

3.1.2 マイクロファイナンスの理論

以上に見てきたように、マイクロファイナンスと一口に言っても、そのあり方は多様である。グループ形態のローンを採用しているプログラムもあれば個人ベースのローンを採用しているプログラムもある。貸付に際して担保を要求しないプログラムが多いが、担保を要求するプログラムもある。にもかかわらず、マイクロファイナンス・プログラムの中でもGrameen銀行が比較的早期から「成功」を収めてきていたため、研究者のこれまでの関心はGrameen銀行に集中してきた。そして、通常の金融機関がこれまで進出してこなかった貧困層への貸出においてGrameen銀行が活動することができたメカニズムはどのようなものであるのかについて、解明が進んできた。

マイクロファイナンスが活躍する貧困層への貸出マーケットに通常の金融機関が進出してこなかった原因は、以下の4点に求められる¹⁷。第一に、借手が有しているリスクのタイプについての情報が金融機関に入手しにくいいため、単純に貸出をただけでは、高リスクタイプの貸手だけが貸出を申込みで貸出利率が上昇し、低リスクタイプの貸手が排除されるという逆選択の問題がある(①)。第二に、いったん貸出をした後に、借手が、低リスクなプロジェクトに投資するのではなく、高リスクなプロジェクトに投資することによってローンの返済ができなくなってしまい、それを見込んでそもそも金融機関がローンを提供しなくなってしまうという、モラル・ハザードの問題もある(②)。第三に、返済期になって借手がデフォルトを宣言した場合に、本当にその借手が返済資金を持っていないのかどうかチェックすることが不可能であるか、もしくは、著しくコストがかかるという、監査費用の大きさの問題がある(③)。負債契約のキーポイントは、返済がなされなかったときに投資家が債務者に介入するところにあるが¹⁸、それが困難になってしまうのである。最後に、借手がローンの返済をしようとしなない場合に、法制度が十分に整備されていない状況では裁判所に訴えて借手の財産に執行してローンの回収をすることは困難であるし、そもそも貧困層に対するローンの場合には借手が十分な責任財産を保有していないために借手の財産に執行することが無意味であることが多いという、エンフォースメントの実効性の問題がある(④)。

では、Grameen銀行のローンプログラムは、これらの問題に対してどのように対処してきたのだろうか？ マイクロファイナンス・プログラムの特徴は前述したように多々あるが、これまでの研究者の分析においては、Grameen銀行のローンプログラムの最大の特徴である、五名からなる借入グループを自発的に形成させ、このグループに対して連帯責任を負わせる形での貸付を行う点に関心が注がれてきた。そして、このようなグループ貸付メカニズムは、一定の条件が充足されれば前述の4つの問題を緩和し、効率的な取引形態たり得ることが明らかにされてきた¹⁹。

まず、逆選択の問題(①)については、グループ貸付メカニズムは、借手のリスクタイプについて

¹⁷Ghatak-Guinnane (1999).

¹⁸森田(2005)を参照。

¹⁹以下で説明するほかに、グループ貸付メカニズムには、単純に一人一人に対するローン契約を締結するよりも取引費用が減少するというメリットもある。しかし、これは、前述の4つの問題の緩和に直接役立つ機能とは言えず、本稿では言及しない。この機能について詳しくは、Ghatak-Guinnane (1999), pp. 198-199を参照。

の情報を金融機関に借手から直接取得させるのではなく、地域的な情報ネットワークを活用して自発的なリスクの開示をもたらす²⁰。グループ貸付メカニズムにおいては、同じグループのメンバーがデフォルトした場合には、他のメンバーも連帯責任を負うことになるので、もしも異なるタイプの借手が同じグループに所属していると、低リスクのメンバーから高リスクのメンバーに対して補助金が支払われる結果になる。そうすると、借手のタイプに関する情報が、たとえ金融機関には観察不可能であったとしても、借手の間では（低コストで）観察可能であるとすれば、全ての借手は自分と同じか自分より低リスクの借手と同じグループを構成するインセンティブを持つ。

こうして、均衡においては、全ての借手が自らと同じタイプの借手とグループを構成する結果が導かれることになる。そして、金融機関は、このような集団群に対して、重い連帯責任と低利率を組み合わせたローン契約から軽い連帯責任と高利率を組み合わせたローン契約まで、連帯責任のレベルの異なる契約を提供すれば、低リスクの借手グループは重い連帯責任のローン契約、高リスクの借手グループは軽い連帯責任のローン契約に申し込むことになるのである。

次に、モラル・ハザード（②）についても、グループ貸付メカニズムは、グループのメンバー相互によるモニタリングを活用してこの問題を緩和することができる²¹。メンバーの一人がデフォルトになると、グループの他のメンバーも連帯責任によって責任を負う結果になるから、各メンバーは相互にモニタリングをするインセンティブを持つことになる。このような形でモラル・ハザードの問題が緩和されるためには、金融機関と異なって、グループ内のメンバー相互のモニタリングが低コストでなし得ることが必要である。そのような前提は、同じ村出身であって既に互いをよく知っている借手が、五名という比較的少人数のグループを形成することによって実現されており、メンバーが相互に、各自が選択するプロジェクトや努力水準をモニタすることが可能になっているのである。

もっとも、このようにしてモラル・ハザードの問題が緩和されるにしても、連帯責任は、本来であれば借手のようなリスク回避的な個人よりも、リスク中立的な金融機関の方がよりよく吸収・分散できたはずのリスクが、金融機関から同じグループ内の他の個人メンバーに移転される結果をもたらしてしまう。けれども、メンバー相互のモニタリングが実効的になされることによってモラル・ハザードが緩和されれば、その分、グループ貸付に伴うリスクが低下し、金融機関はより低利率でローンを提供することが可能になる。このため、利率の低下による利得の向上が、リスクの追加的な負担によるコストの増加分を上回っている限りにおいて、このような取引を行うインセンティブが、借手の側にもあることになる²²。

さらに、監査コストの問題（③）についても、グループ貸付メカニズムは、地域的な情報ネットワークを活用することでその緩和を実現する²³。なぜなら、グループのメンバーは、職場も近く、住居も互いに近接しているので、相互の財務状態について低コストで検証することができる。このため、

²⁰Stiglitz (1990); Varian (1990); Ghatak-Guinnane (1999).

²¹Stiglitz (1990); Varian (1990); Ghatak-Guinnane (1999).

²²Stiglitz (1990).

²³Ghatak-Guinnane (1999).

金融機関は、グループのメンバがデフォルトを宣言した場合に、デフォルトを宣言したメンバー一人について監査するコストをかける必要はなく、グループ全体がデフォルトを宣言した場合にのみ監査をすればよいことになる。このように、グループのメンバが、相互のプロジェクトのリターンを無コスト（ないし低コスト）で観察できるような状況であれば、連帯責任によるグループ貸付メカニズムは、個別貸付メカニズムより常に優れた取引形態となるのである。

最後に、エンフォースメントの実効性の問題（④）についても、グループ貸付メカニズムは、地域コミュニティに存在する社会的な紐帯を活用することによってこれを緩和する²⁴。すなわち、メンバの一人がデフォルトとなった場合には、メンバ全員が連帯責任を負うことになるので、グループのメンバが、高度の社会的紐帯を持ったコミュニティの出身者から構成されていれば、デフォルトしたメンバは、他のメンバから社会的なサンクションを加えられる可能性がある。社会的なサンクションには様々なものがあり、デフォルトしたメンバに対する警告といった軽微なものから、コミュニティの他の構成員に対するデフォルト事実の報告、デフォルトしたメンバに対する将来の協力行動（社会的な交換）の減少など、多様な社会的メカニズムが活用される。

これらの社会的なサンクションは、コミュニティの外部者である金融機関には活用できないが、コミュニティの構成員であるメンバたちには活用可能な資産である。そして、社会的なサンクションのレベルが十分に高ければ、個人ベースの貸付よりも、グループ貸付の方が高いローン返済率を実現する結果になる²⁵。このようにして、担保となりうる資産を十分に保有していない貧困層であったとしても、コミュニティ内部において利用可能な社会的な紐帯という非金銭的な資源を、グループ貸付メカニズムを通じて外部者にも利用可能な形に変換することで、ファイナンスを可能にするのである。

以上が、マイクロファイナンスで採用されているアレンジメントのうち、グループ貸付メカニズムの合理性に関してこれまでに提供されてきた理論である。結局、グループ貸付メカニズムは、複数の借手の間に既に存在する、地域的な情報ネットワークや社会的紐帯を活用することによって、逆選択、モラル・ハザード、監査コスト、エンフォースメントの4つ問題を緩和し、効率性を改善するためのメカニズムであると言える。

もっとも、前述したように、グループ貸付メカニズムは、マイクロファイナンスの唯一の要素でも必須の要素でもない。そこで、第三者保証の合理性を検討する本稿の筋からはやや外れるが、他のメカニズムがマイクロファイナンスにおいてどのように機能しているのかを簡単に見ておきたい。

まず、多くのマイクロファイナンス・プログラムは、少額の貸付から始まって、返済パフォーマンスに応じて次第に貸付額が増加していくという仕組みを採用している。このような段階的なファイ

²⁴Besley-Coate (1995).

²⁵もっとも、連帯責任においては、各メンバが自分自身のローンについては返済能力があったとしても、他のメンバのローンについても返済負担が発生するためにデフォルトが発生してしまう場合もあり得る。このようなコストは、農業事業者に対する貸付のように、季節毎の収益の変動の相関性が高い借手のグループに貸し付けると、リスク分散がなされないので、増大してしまう。また、グループのサイズが大きくなったり、グループの出身母体であるコミュニティのサイズが大きくなったりすると、社会的な紐帯は弱まり、ベネフィットは減るであろう。

ナンスは、金融機関と借手の間に繰り返しゲームの構造を持ち込む。このため、借手が十分な担保資産を所有していなかったり法制度の実効性がなかったりしたとしても、将来の貸付の停止という脅しを活用することによって金融機関は返済を確保することができる。将来の貸付額を段階的に高める方が、借手に対する抑止効果もより高くなる。さらに、いきなり多額の貸付をするのではなく、少額の貸付からスタートすることによって、借手のタイプをテストしながらローンを組成できるというメリットもある²⁶。

また、多くのマイクロファイナンス・プログラムで採用されている定期的な返済スケジュールも、返済率を高める効果を持っている。金融機関が借手に対して資金を供与してから一定期間経過後に初めて返済が始まるのではなく、資金供与直後から定期的に返済を強制させられることによって、勤勉でない借手はそもそもかかるプログラムに参加しないというスクリーニング効果が得られることになる。また、借手がキャッシュフローを流用したり費消したりする前に金融機関が返済を確保できることになって、モラル・ハザード問題の緩和にも役立つことになる。ただし、プロジェクトのリターンが生まれる前に定期的な返済を強いられるため、借手に投資プロジェクト以外の資金源がないと、プログラムに参加することが困難になる。このため、金融機関は、借手のプロジェクトに対してファイナンスしているというよりはむしろ、借手の安定的かつ分散した収益を引当にしてファイナンスをしているのに（部分的には）近い状態になる。

3.1.3 マイクロファイナンスの実証

以上のように、マイクロファイナンス、特にその中心的なメカニズムである（と考えられてきた）グループ貸付メカニズムについては、様々な理論が提唱されてきた。では、それらの理論は、現実に妥当しているのだろうか？ 以下では、マイクロファイナンスをめぐる3つの実証研究について簡単に概観し、マイクロファイナンスとその理論に関する評価を見ていきたい。

まず、Wenner (1995)は、コスタリカにおけるFuncación Integral Campesina (FINCA)というグループ貸付プログラムのデータを活用して実証を行った。そこでは、基本的には、個別のローン契約について、デフォルトが発生したか否かというダミー変数が被説明変数とされ、社会環境などの様々な説明変数がそれにどのような影響を与えたかが検証されている。

その結果、十分に頑健なものであるとは必ずしも言えないけれども、書面の規約が設けられているグループ、および、グループへの加入に際してスクリーニングを行っているグループほど、デフォルトが発生する確率が低いことが示されている。Wenner (1995)は、後者について、グループが外部者には利用できないが自分たちには利用することのできる地位的な情報を活用していること、の表れである可能性を示唆している。もっとも、グループ貸付自体の収益性について見てみると、プ

²⁶Morduch (1999). なお、このような段階的ローンというアレンジメントは、Grameen銀行のように女性に対するローンを組成するときに特に有用である。なぜなら、男性に比較すると女性の方が、社会的移動性が低いからローン契約後のモラル・ハザード問題の緩和につながりやすいし、代替的な資金調達手段がより不足していることが多いから抑止効果も高まるからである。

ラスのリターンをあげているグループが半分以下となっており、マイクロファイナンスに伴うコストの高さも指摘されている。

これに対し、Wydick (1999)は、グアテマラのグループ貸付プログラムであるFundación para el Desarrollo Integral de Socioeconomicos (FUNDAP)についてのフィールドワークをもとに実証を行った。Wydick (1999)における被説明変数は、返済率、グループ内のモラル・ハザードの有無、グループ内の相互扶助の有無、の3つである。これら3つの被説明変数に対し、社会的な紐帯・グループ内のプレッシャー・グループ内のモニタリングの三種類の説明変数群のいずれが影響を与えているかを検証しようとしたのである。これらの説明変数群は、わが国についての実証手法を検討する際の参考にもなるので、少し立ち入って紹介しよう。

まず、社会的な紐帯の指標となる説明変数としては、グループのメンバ全員が同じ性別であるか否か、メンバが互いに知り合っているのは何年前からか、グループ組成以前からメンバ全員が友人となっているか否か、メンバが共同して何らかの社会的活動に従事しているか、の4つが挙げられている。次に、グループ内のプレッシャーの指標となる説明変数としては、他のメンバに対して返済するようにプレッシャーをかけることが気軽に行えるか否か、他のメンバに対してサンクションを加えることに困難を感じるか否か、グループを構成するメンバの人数、返済しなければいけないという倫理的な義務を感じているか否か、他のメンバと良好な関係を継続する目的でローンの返済をすると発言したか否か、の5つが挙げられている。最後に、グループ内のモニタリングの指標となる説明変数としては、メンバが営んでいる事業の相互の距離の平均値、他のメンバの週間売上高を知っているか否か、メンバが同種の事業に従事しているか否か、の3つが挙げられている²⁷。

このような指標を使って分析した結果、次のような結果が得られている。まず、既存の社会的な紐帯は、返済率、モラル・ハザードの有無、相互扶助の有無に対して小さな影響しか与えていない。むしろ、グループ内のモニタリングは有効に機能しており、モニタリングによって相互扶助が実現されている。また、ローンの返済は地域ごとに異なった方法で実現されており、都市部では、グループ内のモニタリングの活用によって返済が確保されているのに対し、農村部では、グループ内のモニタリングは困難であり、むしろ、グループ内のプレッシャー（の脅し）によって返済が確保されている。このことからWydick (1999)は、従来考えられていたのと異なり、グループ貸付プログラムは、既存の社会的な紐帯を活用するものとは言えないから、社会的な紐帯が強い地域で実施される必要性は必ずしもないのではないかと指摘している。

以上のような実証研究に対し、Morduch (1998)は、self-selectionバイアスの問題と、プログラム実施の非ランダム性をコントロールしていないという問題があると批判する。すなわち、マイクロファイナンス・プログラムへの参加の意思決定はランダムになされるわけではない。プログラムに参

²⁷なお、以上の説明変数の他に、少なくともメンバの一人が他の資金調達手段に対するアクセスを有しているか否か、グループ貸付を継続してきた月数、そのグループが最初のローンを受け手からの年数、がコントロール変数として採用されている。

加した場合にきちんとローンを返済できる自信のある者だけがプログラムに参加する意思決定を行うことが想定される。そうだとすれば、プログラムに参加したトリートメントグループと参加しなかったコントロールグループとを単純に比較しただけでは、トリートメントグループの方が高い返済率など、良いパフォーマンスを記録してしまう可能性がある。これでは、プログラム自体の効果を正確に推定しているとは言えない。

加えて、マイクロファイナンス・プログラムが特定の地域において実施されるか否かという決定自体もランダムになされるわけではない。プログラムの実施の有無が何らかの観察不能な要因に基づいてなされている場合、単純な推定値には、プラスもしくはマイナスのバイアスが生じる可能性がある。仮に地域fixed effectを組み込んでこの非ランダム性をコントロールしようとしても、地域より細かい単位であるグループ毎の観察不能な要因が影響を及ぼしていれば、かえってバイアスは悪化しかねない。

そこで、Morduch (1998)は、この2つのバイアスをコントロールする形での実証を試みた。データは、バングラデシュのGrameen銀行、および、Grameen銀行以外のマイクロファイナンス・プログラムについての世界銀行によるデータである。Morduch (1998)は、Grameen銀行らのマイクロファイナンス・プログラムが、プログラム参加資格として一定以上の土地の保有を条件としていることに着目し、①プログラムが実施された村であるか否か、②プログラム参加資格の発生するだけの土地を保有しているか否か、③プログラムに実際に参加したか否か、の3つのメルクマールを基準に、difference-in-differenceメソッドによる推定を行った。

その結果、マイクロファイナンス・プログラムに参加したことによって、その家庭の平均消費は有意に増加していないものの、収入の変動を小さくすることによって家庭消費を平準化させる効果が生まれていることが判明した。このような結果について、Morduch (1998)は、バングラデシュにおいては、Grameen銀行ら以外にも多くのNGO活動が展開されているため、Grameen銀行らによるマイクロファイナンス・プログラムに参加しなくとも、他のインフォーマルな貸手や社会奉仕機関から資金調達できることによるのではないかと推測している。

以上のように、果たしてマイクロファイナンス・プログラム、そして連帯責任を活用したグループ貸付メカニズムが、理論の予測したような形で機能しているのか否かについての実証研究の結果は、内生性の問題に十分に対処しきれておらず、未だ確立していないと言うべきであろう。そこで、Ghatak-Guinnane (1999)は、これまで「成功」してきた様々な連帯責任貸付プログラムについて、被説明変数をプログラムのパフォーマンス、説明変数を社会経済要因やプログラムのデザインとして、アネックドータルな形での「回帰」を行うことを提案する。その結果、「成功」してきた連帯責任貸付プログラムに共通してみられる特徴は、①連帯責任を負うグループのメンバの社会的な距離が近接しており、メンバ相互についての情報が得やすいし、ローンを返済するように社会的な圧力を加えることが可能になっていること、②グループは借手によって自発的に形成されること、③貸付は反復して実施され、将来の貸付の停止が金融機関から借手に対する脅しとして機能していること、に

あるとされる。

これに対し、連帯責任貸付プログラムには次のような状況ではうまく機能しないことがある。すなわち、①各メンバの有するリスクの相関がなければグループの規模は大きければ大きい程良いはずだが、グループの規模が大きすぎるためにメンバの社会的な距離が離れてしまい、情報の取得可能性や社会的なサンクションの実効性が減少してしまっている場合、②グループの形成の際に、加入者についての審査を行っていない場合、③グループのメンバが、相互についての情報を得やすい状況ではない場合、④先進国などにおいて、社会的結合が弱くなってしまっている場合、⑤グループのメンバが、返済をしないメンバに対してプレッシャーを加えたりサンクションを加えたりすることをためらうような社会環境がある場合、⑥将来の貸付の停止という貸手による脅しが信頼できない²⁸ような場合、である²⁹。

3.2 無尽・頼母子講

続いて、「日本版マイクロファイナンス」とも言える無尽や頼母子講は、どのような構造を持っていたのかを見ていきたい。以下では、岩手・宮城県における無尽の歴史を中心に記述した森（1982）に主に依拠しながら、無尽・頼母子講における連帯責任の機能について考察する。

無尽とは何かについて、無尽業法1条は「一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対シ金銭以外ノ財産ノ給付ヲ為ス」アレンジメントと定義する。無尽の起源については諸説あるが³⁰、鎌倉時代に始まり、そのころからこのような特徴を有していたようである。例えば、1347年のある頼母子講においては、次のようなアレンジメントが採用されていた³¹。

1. 頼母子が成立すると、衆中は一定の契約書を作って、これを守ることを確約すること
2. 組合員を衆中、会員を惣衆中という
3. 衆中は一定額の懸銭をする義務を負い、これを履行しないと、未当籤者は籤を抜く権利を失い、既当籤者は罪科に処せられる
4. 衆中は、抽籤によって取金者を決定する
5. 当籤者は再び抽籤権がなく、規定の懸銭の義務だけとなり、その義務を保証するために請人二人を立てて連帯責任者とする

²⁸政府機関は、このような脅しを実効的に行うことが政治的に困難な場合がある。また、借手に代替的な資金調達手段がある場合には、貸手の脅しの実効性は低下する。

²⁹Ghatak-Guinnane (1999), p. 211-224.

³⁰池田（1918）27-35頁。

³¹森（1982）18頁。本文に挙げたような構造は、室町時代のものも近世のものも大差はなく、違いは、掛銭の回数が多くなったり、金額が多くなったり、取金方法として擲取法が加わったり、営利経営が生じたり、無尽担保が出てきたりなど、複雑化しただけである。

6. 衆中は年2回ないし3回会合して、懸銭，融資を行う

7. 全衆中が当籤，懸銭を終われば満了解消となる

もっとも，無尽の果たす目的は多様であった。中世における無尽には，窮乏している村民の救済のために村人同士だけで始めた共済的な性格を持つ無尽の他にも，領主や寺院が主体となって庶民から必要資金を調達したり手数料を徴収したりするための無尽があった³²。また，近世における無尽にも，村落内の窮民を村落内の全体域または有志によって無尽方式で救済するための「頼まれ無尽」から，同じく村落共同体内において冠婚葬祭費の調達のための無尽³³，藩による武士の参勤交代旅費の調達のための無尽³⁴，殖産興業のための投資資金調達のための無尽³⁵，寺院による修理費・創建費調達のための無尽，寺院による富籤型無尽³⁶など，様々なものがある³⁷。それらの中でも，最も基本的な形態が，村落共同体における頼まれ無尽であるので，そのメカニズムについて少し見てみよう。

近世社会は，封鎖的・共同体的構造を基本としており，突発的な事故に対する救済を実現するために外部資金に頼ることは困難であり，それぞれの共同体の内部において救済を図る以外に道がなかった。そこで，無尽の相互扶助的な共済機能を活用することで事故発生時の保険として活用しようとしていたのである。

もっとも，無尽には，その構造上，掛金の支払いをどのようにして確保するかという問題がある。すなわち，無尽においては，講会時に講のメンバが掛金を持ち寄り，その取金を毎回特定の者に対して割り当てることによってファイナンスが実現される。しかるに，一度取金を受け取ったメンバは，それ以後の講会に参加して掛金を支払うインセンティブがなくなってしまふ。このインセンティブをどのように確保するのか，という問題があったのである。

このようなインセンティブ問題に対する対処は，時代・地域で異なっていた。関西地方では既に室町時代末期から，掛金保証をとるのが一般的であった。これに対し，東北地方においては近世末期までせいぜい保証払い程度であって初期にはほとんど無担保だった。村落共同体における無尽は，本来共済的なものであるから，講のメンバの誠意に依拠しており，保証や担保を取ることはほとんどなかったのである³⁸。ファイナンスを受けようにも担保資産がないから無尽金融に頼ったのであるから，担保の提供を要求することがそもそも困難だったという事情もあろう。ここで興味深いのは，

³²森（1982）19頁。

このため，中世の一揆において徳政令発令が求められたのは，領主や寺院によって組成された無尽であって，庶民同士の共済的な性格の無尽については，徳政令の適用除外が逆に求められることが多かった。そうではなければ，村落内部における相互扶助的な共済無尽が行われなくなってしまうからである。森（1982）11-12頁，15頁。

³³森（1982）117-141頁。

³⁴森（1982）108-112頁。

³⁵森（1982）273-275頁。

³⁶森（1982）112-117頁，235頁。

³⁷これらの中でも，富籤型の無尽は，その資金調達メカニズムがかなり異質である。このようなアレンジメントの妥当性については例えば，森田（2007）を参照。

³⁸森（1982）158-161頁。

関西地方に比べれば地域共同体的な性格が遅くまで残存しており、商品経済の波及も遅れていたであろう東北地方においては、掛金支払債務についての担保要求がなされず、地域共同体内のプライベートな情報ネットワークやエンフォースメントメカニズムを活用した掛金債務の履行の確保で足りていたという点である。そこでは、掛金未払者の掛金債務を講のメンバ全員で保証するという、裏側からの連帯保証が社会的紐帯を活用することで機能していたと見ることができよう。

このような地域共同体内部におけるプライベートな情報ネットワークやエンフォースメントメカニズムの活用は、無尽の譲渡が原則として禁じられており、講メンバ間の人間関係が重要な要素として機能していた、という事実からもまた裏付けられる³⁹。さらには、講会の後は、茶菓・酒食を供してメンバ相互の親睦を図るというアレンジメントが行われてきたことも⁴⁰、このような人間関係の維持発達の一手法として位置付けることができるかもしれない⁴¹。

ところが、そのような東北地方にあっても、商品経済の浸透に伴い、無尽が生産資金調達のための営利的な存在に変容していくと、無尽の取り扱い金額は大きくなり、講メンバの範囲も単独村落に限定されるのではなく、複数の村落に渡るようになる。そうすると、講メンバの人柄や財力も明らかでなくなり、その信用状態が不明になってくるため、次第に、取金後はもちろん、それ以前の掛金に対しても保証・担保をとる慣行が広がっていった⁴²。これは、前述したマイクロファイナンスの場合と同様に、プライベートな情報ネットワークやエンフォースメントメカニズムの実効性は、グループの大きさや社会的な紐帯の強さに影響されることの表れであるといえよう。それらに依拠できなくなると、フォーマルな担保制度に依拠せざるを得なくなるのである。

他方で、このようなプライベートな情報ネットワークやエンフォースメントメカニズムを間接的に活用することによって、共同体の外部の第三者からのファイナンスも実現されるようになった。無尽における取金の割当決定方法は、当初は抽籤によっていた。しかし、抽籤によったのでは、その時点で資金調達のニーズの最も強いメンバが資金を取得できるとは限らないという、資金の需要と供給のミスマッチが発生してしまう。そこで、取金の割当決定方法は、入札による擲取法と呼ばれる方法へ次第に移転していった⁴³。しかしそれでも資金の需要と供給のミスマッチが完全に解消するわけではない。

そこで活用されたのが、無尽から取金の交付を受ける権利を担保にした、無尽担保金融による外部の第三者（都市金融業者）からのファイナンスであった⁴⁴。無尽担保金融が活用される以前は、人間や家畜が動産担保として活用されていたが、無尽担保金融はそれらよりはるかに担保力の高いファイナンス手法として広く普及した⁴⁵。これもマイクロファイナンスの場合と同様、共同体の外部の第

³⁹ 森（1982）209頁。

⁴⁰ 池田（1918）139-140頁，森（1982）193頁。

⁴¹ このような見方については，Bernstein（2001），pp. 1750-1751も参照。

⁴² 森（1982）161-162頁，185-193頁。

⁴³ 森（1982）104-106頁。

⁴⁴ 森（1982）212-224頁。

⁴⁵ 森（1982）64頁。

三者には活用できない、プライベートな情報ネットワークや社会的な紐帯といった資源を、無尽というアレンジメントを通じて、外部の第三者に利用可能な形に転換するメカニズムであったと評価することができよう。

以上のようにして機能してきた無尽金融も、近世そして近代に入って変質を遂げる。封建社会の進展に伴って産業が発達し、地方村落共同体も商品生産に対応するようになると、資金調達ニーズが拡大し、無尽金融は拡大していく⁴⁶。それに伴って、無尽金融の一部を支持してきた前述のようなプライベートな情報ネットワークや社会的な紐帯は弱まっていった⁴⁷。明治期に入ると、銀行金融の発達に伴って、それまで無尽金融が果たしてきた機能は、銀行業・宝くじ業・保険業へと分化・吸収され、従来の無尽金融は営利的・貯金会的な存在へと変貌し、共同体をベースとしない開放的な組織になっていったのである⁴⁸。

3.3 中世ヨーロッパ都市間交易

最後に、中世ヨーロッパの都市間交易において活用されたコミュニティ責任システムにおいても、連帯責任は大きな役割を果たしている。以下では、Greif (2006)のモデル⁴⁹によりながら、そのメカニズムを簡単に見てみたい。

12世紀ヨーロッパで都市間の交易を行う際の問題は、契約のエンフォースメントの実効性をいかにして確保するかというものだった。今日と異なって中央集権国家が存在せず、それぞれの都市が独立していた時期であるから、異なる都市の商人の間で取引をする場合、相手方が売買目的物の引渡や代金支払を履行してくれるか否かは不確実である。全く同じ商人間で取引を反復して行っているのであれば、両者が約束を遵守することが繰り返しゲームの均衡として成立する可能性がある。しかし、そうでない場合には約束を遵守しないことが均衡になるから、そもそも取引がなされないことになってしまう。中世ヨーロッパの商人たちは、この問題をどのようにして解決していたのだろうか？

Greif (2006)は、都市内部の自治的な共同体であるコミューンcommuneを導入することで、12世紀のヨーロッパ商人たちはエンフォースメントの実効性の問題を解決したとする。コミューンはその内部におけるエンフォースメントシステムを有しており、それはしばしば合法的な強制力に基づいた強力なものになっていた。また、コミューンのメンバは、他のメンバがどのような者であるかについて十分な情報を得ていた。このようなコミューンに加入するには、長い時間とコストが必要なプロセスを経なければならず、コミューン間の所属の移動は、多大なコストが発生するという結果を伴っていた。

⁴⁶森 (1982) 33頁, 104-106頁, 305-328頁。

⁴⁷このような変貌は、3.3に見る、コミュニティ責任システムの衰退メカニズムと共通するところがあると言える。

⁴⁸森 (1982) 461頁。例えば、小坂 (1930) は、少額の場合以外は掛金担保・保証をとるのが一般的となっていることを指摘している (16-17頁, 23頁)。

⁴⁹Greif (2006) ch. 10.

このような共同体が、自己のメンバの取引について共同体として責任を負う 共同体全体で連帯責任を負う形になる 「共同体責任システム」が、非個人的な隔地間取引のエンフォースメントを、均衡として実現させた。すなわち、①売主が裏切られた場合、売主は売主側共同体の裁判所に訴えることができ、②売主側共同体の裁判所は、売主側共同体に所在している買主の所有物を差し押さえることができ、③買主側共同体の裁判所は、売主側共同体の判決を検証し、それが妥当であると認めれば、買主に罰金を科して、買主から徴収した罰金を売主側共同体の裁判所に交付し、④そして最後に、売主側共同体の裁判所が、差し押さえた買主の所有物を返還するか否かを決定する、という手順を考え、⑤裁判所の行動はコモン・ナリッジであるとする。

この前提の下では、共同体のメンバの人生が無限ではなく有限であり、かつ、同一の商人間の取引は最高でも一度しか行われぬという取引の非個人性を前提としたとしても、取引が行われることが均衡となりうる。なぜなら、

- 買主側共同体の科す罰金が、買主の裏切りを抑止するのに十分なほど大きな額で、かつ、信頼できるものであれば、買主は裏切るインセンティブを持たない
- 売主は、真実の裏切りがあった場合にだけ罰金の交付を受けることができるので（買主側共同体の裁判所による検証が行われるため）、真実に裏切りがあった場合にだけ、売主側共同体の裁判所に提訴するインセンティブがある
- 買主側共同体の裁判所は、裏切りを行った買主にその利得を保持させ、将来の共同体間の取引から得られる利得を失うよりも、当該買主から罰金を徴収して売主側共同体の裁判所に交付して共同体間取引を継続させた方が大きな利得が得られる
- 売主側共同体の裁判所は、買主の所有物を差し押さえ続けて、将来の共同体間の取引から得られる利得を失うよりも、これを解放して共同体間取引を継続させた方が大きな利得を得られる

と、全ての主体のインセンティブ条件が充足されることになるからである。

このように、共同体責任システムは、契約違反をした側の当事者が、その者が属する共同体 反対当事者の共同体ではなく の裁判所によって罰せられることが確保される点がポイントである。このような均衡が実現される理由は、共同体が、無限回繰り返しゲームにおける単独のプレーヤの事実上の代替物として機能し⁵⁰、評判の維持を有益だと考えるがために、自らの裁判所が、そのメンバを覇占するのではなく公平な正義を実現するように働きかけるのである⁵¹。さらに、共同体責任システムは、共同体内部のメンバ間の親近性を活用することによって、裏切りに関する情報生成も可能にする。共同体は、非メンバに対して、自らの共同体の誰が契約違反をしたかを通知することで、

⁵⁰ 個別の商人は、有限の人生しか生きないため、せいぜい有限回繰り返しゲームのプレーヤとしてしか登場し得ない。本文のモデルでは、取引の非個人性を前提としているので、有限回繰り返しゲームにすらならない。

⁵¹ いわゆるエンド・ゲーム問題が、共同体全体の評判がメンバ個人の行動に対する担保として提供されることで緩和されている、と捉えてもよい。

契約違反を行ったメンバがサンクションの対象となりやすくするようにするインセンティブを持つのである。

Greif (2006)は、中世ヨーロッパの資料を読み解くことで、このような共同体責任システムが12世紀頃から発生し、13世紀までにはヨーロッパ全土において広く普及していたことを示している。実効的な法制度を有する国家が存在しない状況において、商人たちが共同体の連帯責任を活用して隔地間取引を実現していったのである。

もっとも、共同体責任システムによって支えられた都市間交易の発達には、共同体間の相互作用を増大させ、共同体の数および一つの共同体の規模を拡大し、その結果として共同体の異質性を拡大した。このような共同体の変容は、共同体責任システムの実効性を低下させ、その運用に伴うコストを増加させてしまい、13世紀末頃から共同体責任システムは衰退を見せるようになる。一方で、共同体の数・規模の拡大によって、「どの共同体の誰が契約違反をしたのか」というアイデンティティを偽造することが容易になり、アイデンティティの検証コストが増加した。さらに、共同体内部の社会的・経済的異質化が進んだため、共同体責任システムの維持に伴うコスト・ベネフィットを共同体内部で平等に分配することができなくなってしまった⁵²。こうして共同体責任システムは終わりを見せ、代替的なシステムに移行していったのである⁵³。

3.4 小括

以上、本節は、現実に存在する様々な連帯責任アレンジメントの機能を分析しながら、それらがどのような条件の下で効率的なメカニズムとして成立しうるかを見てきた。本節の分析の結果は、次のように整理することができる。

まず、連帯責任が必要となるのは、法制度の実効性の不備、担保資産の不十分性、情報非対称、隠れた行動など、何らかの形で市場の不完全性が発生している状況である。市場が十全に機能しているのであれば、連帯責任という形で第三者を巻き込んで追加的なコストをかける必要性はなく、当事者間で直接取引をすれば足りる。当事者間での直接取引が困難または高コストである場合に初めて、連帯責任という特殊なアレンジメントを活用するニーズが登場してくるのである。

もっとも、当事者間の直接取引が困難または高コストであっても、連帯責任が実効的に機能するとは限らない。連帯責任が実効的に機能するためには、次の条件（のいずれか）が満たされていることが必要である。まず、連帯責任を負担してくれる第三者と主債務者との間の社会的な距離が近

⁵²例えば、共同体の規模が大きくなると、非商業人口も多くなるので、共同体責任システムの維持のためのコストの負担を一方向的に押しつけられる非商業人口の不満が蓄積し、共同体責任システムの廃止に向かいやすい。また、裕福で評判の確立している商人であれば、共同体責任システムに依拠しなくとも自ら契約の履行を確保できるので、共同体責任システムの廃止に向かいやすい。これに対し、他の共同体に多くの財産を有しているような商人であれば、他の共同体の裁判所による自己の財産の差押を避けるために、共同体責任システムの維持に向かいやすい。

⁵³例えば、イングランドでは、個人責任をベースとした契約エンフォースメント制度がゆっくりと発達していったとされる。

接しているため、取引の相手方には取得できない（または取得するのに高コストが必要なる）主債務者に関する情報を、その第三者であれば容易に得られることが必要である。そうでなければ、第三者による主債務者のモニタリングやスクリーニングが行えない。

第二に、主債務者と第三者（または第三者を含めたコミュニティ）との間に社会的結合関係が存在しており、その社会的結合関係の継続について主債務者が利益を見出している場合には、第三者はその社会的結合関係を使って主債務者による契約の履行を促すことができる。これは、取引の相手方のような第三者には活用できないが、当事者間においてのみ活用できる私的な財を連帯責任を使うことで第三者にも利用可能な形に変形することで効率性を実現していることになる。

このように見えてくると、連帯責任＝保証というアレンジメントは、フォーマルな法制度の不備を、プライベートな秩序の活用によって補っていくメカニズムであると言える。

4 結語

本稿が検討してきたように、連帯責任＝保証が効率的になりうるシナリオには様々なものがある。では、現在のわが国において利用されている第三者保証は、それらのシナリオのうちのどれに依拠して活用されているのだろうか？あるいはそれとも、本稿が検討してきたシナリオとは全く別の理由で第三者保証が使用されているのだろうか？本稿では最後に、このような問いに答えるための実証研究の設計方針を考察しておきたい。

まず、被説明変数として採用するのは、個別のローン契約における第三者保証の有無というダミー変数が妥当であろう。このため、データセットは、単に連帯保証の有無だけではなく、経営者保証や信用保証協会保証を除いた第三者保証の有無についてのデータを含んでいるものでなければならない。

その上でまず、第三者保証が必要される状況として、法制度の実効性の不備、担保資産の不十分性、情報非対称、隠れた行動などがあることから、これらを説明変数にとって影響を与えているか否かを分析する。そのためには、借入企業が監査を受けているか否か、当該ローン契約に担保権が設定されているか否か、などのデータがあることが望ましい。さらに、株主構成や企業規模なども、一定の範囲ではproxyとして活用できる可能性がある。

問題は、第三者保証の効率性を実現するための要因である、社会的な紐帯・プレッシャー・モニタリングをどのようにして計測するかである。3.1.3で見たWydick (1999)のように、これらを直接的に計測できるような種々のデータがあれば望ましいのは言うまでもない。しかし、そのようなデータを含むサーベイは多くはないであろう。そこで考えられるのは、これらの要素を間接的に測定するproxyを探ることである。例えば、地域的な差違 都市部か農村部か、など や貸付金融機関のタイプ 相互金融機関的性格の強い信金などからのローンか、それとも、都銀からのローンか⁵⁴,

⁵⁴例えば、Uchida-Udel-Watanabe (2006)やUchida-Udel-Yamori (2006)において利用されているサーベイ

など がproxyの候補となろう⁵⁵。

さらに、本稿が関心を持つ以上の説明変数の他にも、企業規模・借入額など、多くの要因をコントロールしておく必要があることは言うまでもない⁵⁶。

なお、3.1.3においては、マイクロファイナンスに関する従来の実証研究には、self-selectionバイアスの問題と、プログラム実施の非ランダム性の問題があると指摘されていたが、以上のような形での実証を行うに際してはこれらの点は問題とならない。なぜなら、それらの研究は、マイクロファイナンス・プログラムのパフォーマンスを測定することを目的としていたために、self-selectionバイアスなどが問題になっていたのに対し、ここで提示したようなモデルは、第三者保証の有無を被説明変数としており、むしろ、そのようなself-selectionのメカニズムそのものを推定することを目指すものだからである。

参考文献

- Besley, Timothy, & Stephen Coate, 1995, *Group lending, repayment incentives and social collateral*, JOURNAL OF DEVELOPMENT ECONOMICS 46:1-18.
- Bernstein, Lisa, 2001, *Private Commercial Law in the Cotton Industry: Creating Cooperation through Rules, Norms, and Institutions*, MICHIGAN LAW REVIEW 99:1724-1790.
- Diamond, Douglas W., 2006, *Delegated Monitoring and Legal Protection*, mimeo.
- Ghatak, Maitreesh, & Timothy W. Guinnane, 1999, *The economics of lending with joint liability: theory and practice*, JOURNAL OF DEVELOPMENT ECONOMICS 60:195-228.
- Greif, Avner, 2006, *INSTITUTIONS AND THE PATH TO THE MODERN ECONOMY: LESSONS FROM MEDIEVAL TRADE* (Cambridge University Press).
- Morduch, Jonathan, 1998, *Does Microfinance Really Help the Poor? New Evidence from Flagship Programs in Bangladesh*, Hoover Institution, Stanford University Discussion Paper.
- , 1999, *The Microfinance Promise*, JOURNAL OF ECONOMIC LITERATURE 37:1569-1614.

データは、このような変数を含んだものとなっている。

⁵⁵なお、社会的な紐帯の強さと第三者保証の有無は、non-linearな関係にある可能性がないでもない。すなわち、社会的な紐帯を測定するためのインデックスが、保証人と債務者企業間の社会的紐帯を測定するだけでなく、同時に債務者企業と貸付金融機関間の社会的紐帯をも測定する形になっている場合、一定以上の強度の社会的紐帯の下ではそもそも保証や担保が要求されなくなってしまうというシナリオも考えられるからである。しかし、そのような状況はごく例外的であると思われ、推定作業の際に考慮する必要性は低いのではないだろうか。

⁵⁶そうすると結局、例えばprobitによる推定を行う場合、次のようなモデルを推定すべきことになる。

$$\Pr(y_i = 1) = \Phi(D_i\delta + X_i\beta + \epsilon_i)$$

ここで、 y_i は第三者保証の有無についてのダミー変数、 D_i は社会的な紐帯・社会的なプレッシャー・モニタリングなどを計測する説明変数の行列、 X_i はその他のコントロールすべき変数の行列、 ϵ_i は観察不能項であり、 Φ は標準正規分布の累積分布関数である（従って、 $\Phi(z) = \int_{-\infty}^z \frac{1}{\sqrt{2\pi}} \exp(-\frac{v^2}{2}) dv$ となる）。

- Stiglitz, Joseph E., 1990, *Peer Monitoring and Credit Markets*, WORLD BANK ECONOMIC REVIEW 4:351-366.
- Uchida, Hirofumi, Gregory F. Udel, & Wako Watanabe, 2006, *Bank Size and Lending Relationship in Japan*, RIETI Discussion Paper Series 06-E-029.
- Uchida, Hirofumi, Gregory F. Udel, & Nobuyoshi Yamori, 2006, *SME financing and the choice of lending technology*, RIETI Discussion Paper Series 06-E-025.
- Varian, Hal R., 1990, *Monitoring Agents With Other Agents*, JOURNAL OF INSTITUTIONAL AND THEORETICAL ECONOMICS 146:153-174.
- Wenner, Mark D., 1995, *Group Credit: A Means To Improve Information Transfer and Loan Repayment Performance*, JOURNAL OF DEVELOPMENT STUDIES 32:263-281.
- Wydick, Bruce, 1999, *Can social cohesion be harnessed to repair market failures? Evidence from group lending in Guatemala*, THE ECONOMIC JOURNAL 109:463-475.
- 池田龍蔵, 1918, 『稿本無尽の実際と学説(第3版)』(大鏡閣)
- 神田秀樹, 2004, 『産業金融法制の将来』『落合誠一先生・還暦記念 商事法への提言』(商事法務) 869-885頁。
- 小出篤, 2007, 『中小企業金融における人的保証の機能』『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論下巻』(商事法務) 487-540頁。
- 小坂珠城, 1930, 『無尽業態の研究』(文雅堂)
- 筒井康夫, 2005, 『保証制度の見直しに関する民法の一部改正』ジュリスト1283号80-85頁。
- 森嘉兵衛, 1982, 『森嘉兵衛著作集 第二巻 無尽金融史論』(法政大学出版局)
- 森田果, 2005, 『セキュリティ・デザインと法学』民商法雑誌132巻6号746-773頁。
- , 2007, 『射倅契約はなぜ違法なのか?』NBL849号35-43頁。